



日野市環境基本条例上の位置づけ

日野市環境基本条例

(市民の申出)

第8条 市民は、環境の保全等に関し必要な措置を講ずるよう市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項に規定する申出があったときは、日野市規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、申出の内容及び経過を市民に明らかにするよう努めなければならない。

Point

- ・ 市民は、環境基本条例の範囲内で環境の保全に関する措置を市に申し出ることが出来る
- ・ 市は、申出の処理方針を作成し、場合によって環境審議会に諮問し、必要な措置を講ずる

日野市環境基本条例施行規則

(申出)

第3条 条例第8条第1項の規定による申出は、条例の前文及び条例第1条に規定する目的に関する事項とする。

(申出の受理等)

第5条 市長は、条例第8条第1項の規定による申出があった場合、内容等の確認を行い、必要があると認めるときは第7条に規定する日野市環境調整会議に付議する等により、処理方針を作成するものとする。

2 市長は、前項の処理方針に基づき必要な措置を講ずる場合において、あらかじめ日野市環境審議会の意見を聴く必要を認めたときは、日野市環境審議会に諮問するものとする。



日野市環境基本条例の範囲

日野市環境基本条例

- 第2条において、「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響と定義
- 下記条文により、公害（環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること）や自然環境、生物多様性、景観、省エネ、CO₂排出などの地球温暖化対策が主対象

第4条 （市の責務）

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 緑地、河川、土壌、地下水、湧水その他自然の構成要素の保全に関すること。
- (3) 森林、農地、水辺地等の自然環境の体系的な保全に関すること。
- (4) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。
- (5) 良好な景観及び歴史的文化的遺産の保全に関すること。
- (6) 水及びエネルギーの有効利用に関すること。
- (7) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護、熱帯木材の使用削減その他の地球環境の保全等に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。



データセンターの開発概要

土地所有者	三井不動産
場所	日野台 3 丁目 1 番32～34、日野台 4 丁目31番1、2、5
面積	114,042.35㎡ 建築面積 36,300㎡ 延床面積 143,600㎡
用途地域	工業地域・第一種低層住居専用地域
建物	3 棟 うち 2 棟 最高高さ72m 幅91m 奥行き150m 地上 5 階建て (うち 1 棟 最高高さ50m)
工事着手予定日	2026年11月



市民の申出概要

申出件数：17件（令和7年5月31日現在）

申出を分類

排熱 12件

（屋上からの排熱、放射電熱や輻射電熱、シミュレーションの公開）

非公表 10件

（主に電力消費とCO₂と排熱について秘匿性を理由にデータを公開しない）

騒音 7件

（解体工事の騒音、冷却器による運行時の24H騒音、自家発電機の騒音）

電力 7件

（市民生活への影響、電力消費によるCO₂排出）

CO₂ 7件

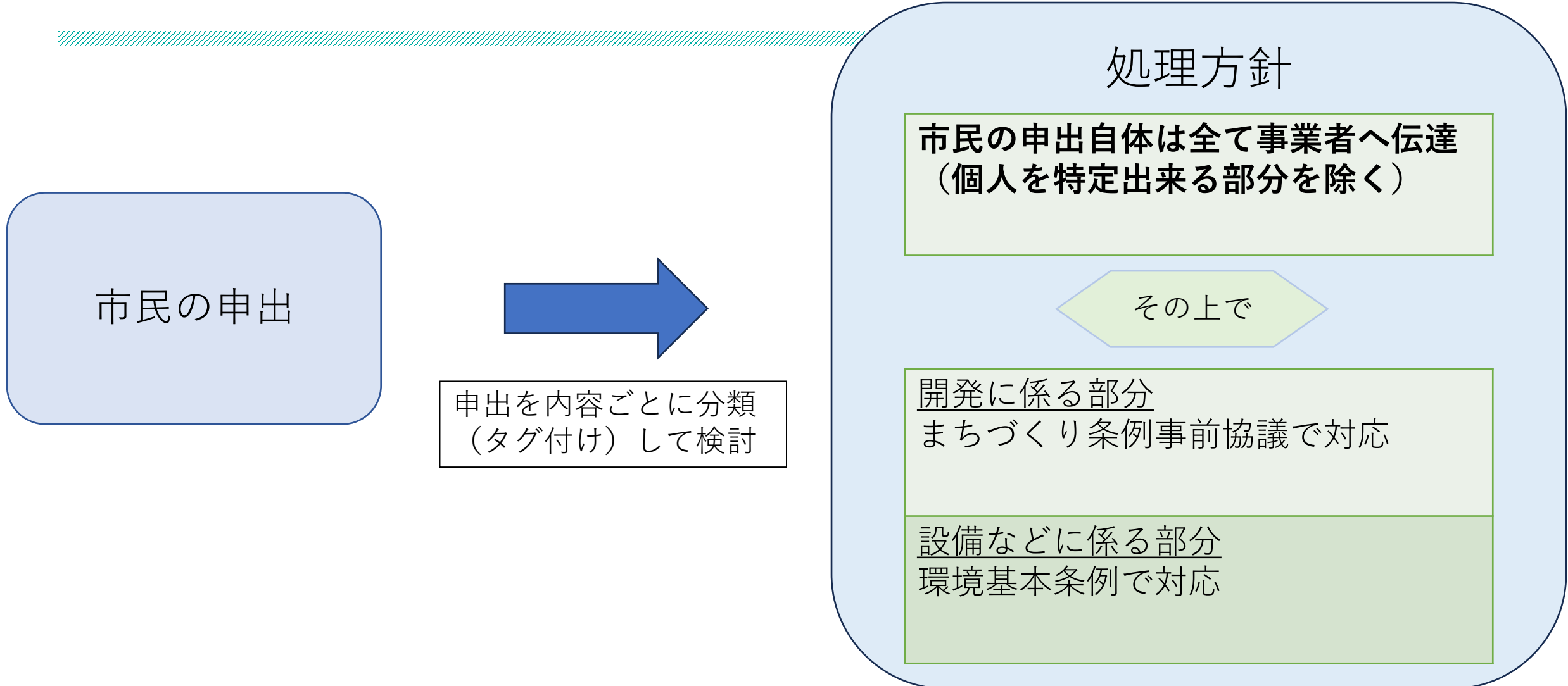
（電力は再エネ100%を、市の計画との整合性を）

その他に景観（高さ）、日影、風、電磁波、地下水、振動、土地価格、低周波など



市民の申出の処理方針

申出件数：17件（令和7年5月31日現在）





市民の申出項目別①

排熱

主な申出	開発段階	環境基本条例の協議
・データが非公表 ・熱中症リスクの上昇可能性 ・最新設備や省エネ設備の導入を	・市民の不安解消に努めるよう要請 ・可能な限りの排熱対策を要請	・設備概要や排熱の予測値など、可能な限りの情報公開を要請

騒音

主な申出	開発段階	環境基本条例の協議
・工事に関する騒音 ・運用時の騒音 ①24時間運転の空調 ②発電機など	・東京都環境確保条例第123条の遵守を要請 ・特定建設作業に該当する場合は、基準値の遵守義務 ・騒音規制法の規定に基づく基準を遵守した運用を指導	・騒音規制法における特定施設に該当する場合は法規制基準値を、工場や指定作業場に該当する場合は都環境確保条例第68条に基づく基準値を、それ以外の場合は同条例第136条に基づく基準値を遵守するよう指導



市民の申出項目別②

CO2

主な申出	開発時点	環境基本条例の協議
・市の脱炭素計画との整合性を ・使用電力は100%再エネで ・数値を明らかに	・本データセンター計画における脱炭素を要請 ・都環境確保条例に定められている届出に係る情報について、早期開示を要請	・温室効果ガス排出に係る情報について、早期の開示を要請 ・脱炭素関連の対策を確認 ・予測値を要請

電力

主な申出	開発時点	環境基本条例の協議
・大量の電力消費 ・電力消費量が開示されていない	・再生可能エネルギー電力による運用を要請 ・省エネを要請 ・都環境確保条例に定められている届出に係る情報について、早期開示を要請	・温室効果ガス排出に係る情報について、早期の開示を要請 ・脱炭素関連の対策を確認



市民の申出項目別③

非公開

主な申出	開発時点	環境基本条例の協議
・ 秘匿性を理由にデータを公表しない ・ 環境に影響があるのに開示なし ・ 予測値の公開を ・ 市はデータ公開の要請を	・ 法令や条例上公開するデータについて、可能な限り早期の公開を要請	・ 条例に定められている以上のデータも、可能な限りの開示を要請していく

日影

主な申出	開発時点	環境基本条例の協議
・ 日照の影響が明らかでない ・ 住宅地の隣に立つ例はない	・ 建築基準法に基づく日影基準の遵守を要請	・ 日影図等を利用し、引き続きの周知を要請 ・ 日影影響について緩和対策を要請



市民の申出項目別④

景観（高さ）

主な申出	開発時点	環境基本条例の協議
・フロア数を下げてほしい ・住宅地の隣に立つ例はない	・工業地域のため高さ制限がないが、影響の配慮を要請 ・交通状況など、これまでの住環境保全の配慮を要請	・圧迫感の緩和対策について引き続き要請

振動

主な申出	開発時点	環境基本条例の協議
・工事による振動問題は ・地盤沈下が心配	・東京都環境確保条例第123条の遵守を要請 ・特定建設作業に該当する場合は、基準値の遵守義務 ・振動規制法の規定に基づく基準を遵守した運用を指導	・振動規制法における特定施設に該当する場合は法規制基準値を、工場や指定作業場に該当する場合は都環境確保条例第68条に基づく基準値を、それ以外の場合は同条例第136条に基づく基準値を遵守するよう指導



市民の申出項目別⑤

申 出	措 置
・ 風害の影響が心配	・ 可能な限りの配慮を要請
・ 地下水を使うなら、建設中止を	・ 都環境確保条例等に基づく届出や汚染対策の徹底を要請
・ 電磁波の影響が心配	・ 配慮を要請
・ 低周波の影響が心配	・ 配慮を要請
・ 市の独自調査を	・ 各条例の手続きを適切に進める
・ 土地価格が低下するのではないか	・ 事業者意見として伝達
・ テロの標的になるのでは	・ 事業者意見として伝達
・ 事業者強く建設反対する旨を伝えるべき	・ 事業者意見として伝達
・ まちづくり条例の意見制限撤廃を	・ まちづくり部に意見として伝達